

ま え が き

農業は、自然の物質循環機能に基づく環境と調和した産業です。しかし、農産物の品質の確保と安定的な供給のためには、化学肥料と化学合成農薬を適正に使用する必要があります。その生産活動を通じて環境へ負荷を与えています。また東京の農業はその多くが住宅地の中で行われていることから、化学合成農薬の使用などに対し、都民は高い関心を持っています。近年、地域や環境に配慮したエシカル消費が注目される中、生産者も環境保全型農業に対する意識が高まっています。

環境保全型農業を推進しながら農業経営を安定させるためには、環境への負荷の軽減に取り組みながら農薬を適正に使用することが求められます。農薬の使用を含めた様々な防除技術を十分検討し、人及び環境への影響が最小限となるよう、様々な防除技術を組み合わせ、病虫害や雑草を経済的な被害が発生しない程度に管理する「I P M(総合的病虫害・雑草管理)」を実践するなど、人と環境にやさしい病虫害防除に取り組むことが強く求められています。

更に、近年では温暖化等の気候変動により、有害動植物の発生量の増加や分布域の拡大、発生時期の変動等、まん延リスクが高まっています。このため、国では令和4年に、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（総合防除基本指針）を策定しこれまで以上に有害動植物の発生予防が重視されるようになりました。東京都でも令和6年2月に東京都総合防除計画を策定し、指定有害動植物に対し、地域に応じた総合防除を推進しています。

この病虫害防除指針は、環境保全と農業経営の安定、農薬の適正使用の視点に立ち、農薬の使用、病虫害・雑草防除を指導する立場の方にお使いいただくことを主眼としながら、一般の農業者にとっても使いやすいものとなるよう心がけて作成しました。関係各位におかれましては、新鮮で安全・安心な東京都産農産物が都民へ提供されるよう、病虫害等の適正な防除指導の一助として本書を積極的に活用していただければ幸いです。

令和7年3月

東京都産業労働局農林水産部長
榎園 弘